

保証委託約款 新旧対照表

(アンダーラインは変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>(前文) 私は、次の各条項を承認のうえ、表記信用金庫（以下、「金庫」という）とのカードローン契約（以下、「原契約」という）に基づき、私が金庫に対し負担する債務について、信金ギャランティ株式会社（以下、「貴社」という）に保証を委託します。</p> <p>第1条～第5条《省略》</p> <p>(求償権の事前行使) 第6条 私は次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①～③《省略》</p> <p><u>《削除》</u></p> <p>④弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑤住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑥原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑦その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第7条～第14条《省略》</p>	<p>(前文) 私は、次の各条項を承認のうえ、表記信用金庫（以下、「金庫」という）とのカードローン契約（以下、「原契約」という）に基づき、私が金庫に対し負担する債務について、信金ギャランティ株式会社（以下、「貴社」という）に保証を委託します。</p> <p>第1条～第5条《省略》</p> <p>(求償権の事前行使) 第6条 私は次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>①～③《省略》</p> <p><u>④相続の開始があったとき。</u></p> <p>⑤弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑥住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑦原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑧その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第7条～第14条《省略》</p>